

# (仮称) 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例 (案)

## ーパブリックコメント募集要領ー

本市は、第2次草津市行政システム改革推進計画に基づき、平成25年10月に「財政規律ガイドライン(財政運営指針)」を策定し、財政指標の基準値の設定と目標達成に向けた取組等を通じて、財政規律を確保し、健全な財政運営を行うための独自の取組を進めてまいりました。

自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、市では、財政規律ガイドラインに基づく取組をより一層推進し、規律ある財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、財政運営に関する基本方針や取組等を定めた財政運営に関する基本条例を制定することを検討しています。この度、条例の原案を作成しましたので、市民の皆様からの御意見を参考といたしたく、案に対する皆様からのパブリックコメントを募集します。

### 1. パブリックコメントの対象案について

別紙「(仮称) 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例 (案)」

「(仮称) 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例 (案)【逐条解説】」

### 2. 意見募集期間

平成28年11月21日(月)から平成28年12月21日(水)まで(当日消印有効)

### 3. 意見の提出方法について

御意見は、①財政課まで直接提出、②郵送、③ファクス、④Eメールのいずれかの方法でお寄せください。なお、提出にあたっては、下記の内容を御記入ください。電話での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。また、提出いただいた御意見の原稿等は返却いたしません。

#### 提出先(草津市役所 財政課あて)

- ① 窓 口：草津市役所 財政課  
(市役所3階)
- ② 郵 送：〒525-8588  
[所在地記載不要] 草津市財政課あて
- ③ ファクス：077-561-2483
- ④ Eメール：zaisei@city.kusatsu.lg.jp

#### 提出にあたっては次のことをご記入ください。

- 氏 名  
(団体・企業は、団体・企業名、担当部署名)
- 住 所
- 電話(ファクス)番号
- 御意見  
(条例(案)、逐条解説(案)の何ページに関連する御意見・御質問かを明記ください。)

### 4. パブリックコメントへの回答について

お寄せいただいた御意見は、内容を検討のうえ、条例制定の参考とさせていただきます。また、御意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日とりまとめ、市のホームページにて公表いたします。なお、個別の御意見に直接回答はいたしませんので、御了承ください。

## 5. 条例案の閲覧について

市ホームページ

閲覧場所：各市民センター、人権センター、新田会館、西一会館、橋岡会館、  
常盤東総合センター、まちづくりセンター、図書館（本館）、南草津図書館  
草津市役所（財政課、情報公開室）

※各施設の閉館日には、閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※財政課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができませんが、市役所守衛室において閲覧が可能です。

## 6. 個人情報について

御意見の提出時にいただきました氏名、住所等の個人情報につきましては、他の目的での利用、もしくは他への提供はしないととも適正に管理いたします。

## 7. 問い合わせ先

パブリックコメントに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- 電話 077-561-2304（財政課直通）
- ファクス 077-561-2483（財政課あて）
- Eメール [zaisei@city.kusatsu.lg.jp](mailto:zaisei@city.kusatsu.lg.jp)